

令和 8 年度沖縄県スクールカウンセラー求人情報

仕事内容	児童生徒の不登校及びいじめ、その他の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、次の業務を行う。 (1) 児童生徒のカウンセリングに関すること。 (2) 教職員及び保護者に対する児童生徒のために必要な助言及び援助に関すること。 (3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供に関すること。 (4) 児童生徒のカウンセリング等に関し課長等が必要と認め指示した事項に関すること。 (5) 学級・学校の抱える諸課題に関し必要な助言及び援助に関すること。 (6) 児童生徒の生命・重大事態等にかかわる緊急派遣要請に関すること。
就業場所	配置される県内の小・中・高等学校・特別支援学校（離島を含む） ※配置場所については、本人希望と配置学校数を勘案し決定する。 ※県内全 7 地区の内、1 地区での任用とする。 【国頭・中頭・那覇・島尻・宮古・八重山】地区は、小中学校へ配置予定。 【県立】地区は、高等学校、県立中学校、特別支援学校へ配置予定。
雇用形態	会計年度任用職員
雇用期間	令和 8 年任用の日～令和 9 年 3 月 31 日
資格	①スクールカウンセラー 令和 8 年度沖縄県スクールカウンセラー等任用候補者募集要項参照 ②スクールカウンセラーに準ずる者 令和 8 年度沖縄県スクールカウンセラー等任用候補者募集要項参照
報酬	①スクールカウンセラー 時間額 5,000 円 ②スクールカウンセラーに準ずる者 時間額 3,200 円 〈通勤手当〉県で定める旅費 〈昇給〉なし 〈賞与〉なし 〈加入保険等〉労災
就業時間	・ 8:30～17:15 の中で 2 時間～6 時間程度 ・ 週 19 時間以内 ※配置場所については、本人希望と配置学校数を勘案し決定する。
応募方法等	令和 8 年度沖縄県スクールカウンセラー等任用候補者募集要項参照
特記事項	・ 本事業へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる。 ・ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求める。 ・ このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認する。